

教育民生常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和2年12月1日(火) 第3委員会室
2. 出席委員 吉方明美委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 坂本義明 徳永泰臣 五島誠
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 丸飯龍太議会事務局主事
5. 説 明 員 片山祐子教育部長 荘川隆則教育総務課長 東直美教育指導課長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 なし
8. 会議に付した事件
 - 1 議案第165号 庄原市公立学校設置条例の一部を改正する条例
 - 2 陳情第14号 庄原市教育施策(環境)に関する要望書について
 - 3 陳情第16号 令和3年度庄原市当初予算に係る予算要望について
 - 4 陳情第17号 庄原市シルバー人材センターへの支援要望
 - 5 陳情第18号 要望書(庄原共同作業所の水道メーターを庄原小学校敷地外への移設することの要望)
 - 6 陳情第19号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情書
 - 7 陳情第20号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書
 - 8 陳情第21号 コロナ禍の経験をふまえ誰もが安心できる国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険へ、制度と運営の改善を求める陳情書
 - 9 陳情第22号 コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める陳情書
 - 10 陳情第23号 健康で文化的な生活のために生活保護基準を引き上げることを求める陳情書
 - 11 陳情第27号 大規模な学校統廃合計画の見直しを求める要望書
 - 12 陳情第28号 令和3年度活動事業促進支援要望

午前9時55分 開 会

○吉方明美委員長 皆さん、おはようございます。少し定刻より早いのですが、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

1 議案第165号 庄原市公立学校設置条例の一部を改正する条例

○吉方明美委員長 本日の協議事項は、昨日提案されました議案第165号、庄原市公立学校設置条例の一部を改正する条例について審議をしたいと思います。昨日一通り説明をいただいたのですが、改めて、きょうこの委員会で説明をいただき、委員からもいろいろ質問が出るとはと思いますが、執行者から説明をお願いいたします。

○荘川隆則教育総務課長 それでは、議案集15ページになります。御上程いただいております議案第165号、庄原市公立学校設置条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。本案は16

ページの提案理由にもございますとおり、庄原市立口北小学校及び庄原市立口南小学校を廃校とし、庄原市立口和小学校を新たに設置するため、所要の改正を行おうとするものでございます。教育委員会では、平成30年1月に策定をいたしました庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づき計画の推進に取り組んでまいりました結果、学校再配置について保護者及び地域の合意が得られた4校のうち、庄原市立口北小学校については保護者及び地域より再配置先となります庄原市立口南小学校とともに廃校とし、新たな学校を創設することを望まれているということから、令和3年4月1日をもって両校を廃校とし、新たに庄原市立口和小学校を設置するものでございます。なお、同時期に統合再配置を予定しております庄原市立川北小学校、庄原市立美古登小学校、庄原市立八幡小学校については、跡地利用の協議や手続を有効に進めていくために当面休校とし、引き続き、跡地利用の方向性を検討してまいることとしております。それでは改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。別冊の参考資料17ページをお開きください。小学校の名称及び位置を定めております別表第1の中で、庄原市立口南小学校を庄原市立口和小学校に改め、同表の庄原市立口北小学校の項を削除するといったものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。議案第165号に関する説明は以上でございます。

○吉方明美委員長　　ただいま執行者から説明があったわけなのですが、委員の皆さんで、この条例案について質疑があれば、挙手の上、発言を求めます。

○谷口隆明委員　　昨日も申し上げましたけれども、今の提案理由やこの別表については確かにこのようになるのですが、今もこの表を見ながら言われたように、口南小学校を口和小学校に改め、口北小学校を廃止すると言われたのですけれど、これまでの公立学校の廃止条例の経過を見ますと、廃止する場合はまず学校を削るということですときています。ですから、今回の場合も口南小学校及び口北小学校をこの表から削り、今おっしゃった新たな学校をつくるのであれば新たに口和小学校を加えるとしないと、提案理由の説明とこの条例の中身とが違ってくるのではないかとどうしても思います。結果とすれば確かに別表のとおりでいいのですけれど、議決するのはこの条例の改正部分だと思うので、これでは誤解を招くのではないかと。確かに場所が同じで校舎も同じだからそのように改めたのかもわかりませんが、さっきの説明からしても、まず二つの項を削り、新たな口和小学校を設立すべきではないかと思います。ですから、校章とかいろんなものを新たにされます。それ以外にPTAとか同窓会とか、さまざまなものも含めて全てリセットするのだと思うのですよ。そういう意味ではこの表現ではいけないと思うのですが、お聞きしたいのは、なぜこういう表現にされたのか。今までどおりの条例改正では、この2つの項を廃止するのであれば削らなければいけないと思うのですが、なぜそのようにされなかったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○片山祐子教育部長　　今、谷口委員がおっしゃったように、口北小学校と口南小学校を削り、新たな項をおこすのが提案理由にも一致しているという御意見、御質問でした。昨日の本会議でも申し上げましたが、改正の手法はいろいろあるかと思えます。今回、口和地域におきましては、さまざまな議論を重ねていただきまして、両校を廃校として、新たに口和小学校を設置するという一方で、地域住民の方の御理解もいただきましたし、そのように望まれております。ですから学校設置の根拠となる条例の改正が必要になって、このたび提案をさせていただいたところですが、条例改正の視点で言いますと、このたび住所は同じになるわけですが、改正が発生する部分で整理をいたしているところ。条例文は2行、改正文は2行ですが、裏の提案理由には、両校を廃校して、口和小学

校を設置するとさせていただいておりますので、提案理由とあわせて御審議いただきたいと考えております。なお、これまで新たに庄原市となりまして、多くの学校が一たんは休校になり、その後、廃校の手続きをとっておりますが、統合の際、2つの学校が統合して新たな学校名になった学校は統合後ありません。ですから、統合していく学校は削除という手法はとっておりますが、このたび口和地域についてはこれまでとはちょっと違う視点での統合になったということで、最小限の例規整備という観点で提案をさせていただいたものです。

○谷口隆明委員　　最小限の例規改正と言われましたけれど、先ほど言いましたように、提案理由と条例改正の中身は当然一致しなくてはならなくて、提案理由を読めばわかるではないかということではなくて、当然それは説明しなくてもわかるようにするのが普通だと思いますので、わざわざ2校を廃止して新しい学校をつくってほしいという口和の皆さんの合意があるのに、それを明記しないで、提案理由にあるから条例改正はこれでいいのではないかというのは少し乱暴ではないかなと。せっかく口和の皆さんの思いを条例改正に表現するのであれば、先ほど言いましたように、当然2つの学校を削り、新たに口和小学校を設置するというふうにするのが普通だと思うのですが、今の説明ではなぜそうなったのか、もう少し私には理解できないので、もう一度説明していただきたい。

○荏川隆則教育総務課長　　この条例改正に当たりましては、当然、庁内の法制部門とも協議をしながら進めております。条例改正というのは、やはり最小限の改正で行うということが大原則でございます。そういったことで、今回、口南小学校と口北小学校が統合いたしまして、新たな場所に設置をするのであれば、谷口委員が言われましたように、両校を削除して新たなものをつくるという形での改正文になるかと思っておりますけれども、今回、口南小学校につきましては、口南小学校の校舎を利用して口和小学校ということになりますので、条例改正上、住所の部分は同じものになりますので、学校名のところだけを変えさせていただく形での改正となっております。この改正文を溶け込み型と言いますが、新しい条例に溶け込ませますと、当然、別表のほうには口南小学校、口北小学校ともに削除されて口和小学校のみが残っているという形になりますので、その結果をイメージしていただいた上での改正となっております。

○吉方明美委員長　　今、最小限の作業でこれになったということなのですが、最大限ですれば、ほかにどういった手間がかかるのですか。委員がそれぞれ言われている提案理由に沿った条例の中身にしてほしいという思いを表現するとすれば、ほかにどういったことがあるのか。もうこれ以上のことはできないということなのか、もっと努力すればこの表現ではない方法がとれるのかどうか。いかがでしょうか。

○片山祐子教育部長　　谷口議員もおっしゃったように、両校を廃校して、新たに口和小学校を設置するとなると、表現は口南小学校及び口北小学校の項を削り、その下に口和小学校の項を追加という表現にはなるかと思っておりますが、別表を見ていただければおわかりいただけると思うのですが、別表には学校名と住所が記載してあります。住所は先ほども課長が申しましたように、今の口南小学校の校舎を活用して新たな学校ということですので同じです。ですから、例規整備の観点からすれば、改正に焦点を当てて最小限の改正の文言にするという基本的な考えがありますので、今回そのように提案をさせていただいたところでございます。

○五島誠委員　　昨日の本会議の答弁で若干気になる部分があって、要は口南小学校、口北小学校の場合は、地域の方や保護者の方の意向があって両校を廃校にして1つの新しい学校をつくるのだということ

ころがあったのですが、このことというのは、正直、計画を立てられた段階である程度想定ができる
というか、どちらかの学校をなくすということになれば名前も当然変わるだろうという想定がもとも
となされて計画が立てられていくというのが普通に考えたら一般的ではないかと思うのですけれど、
当然、計画を立てられたときにこういったことが想定されていたのかいなかったのかというところを
お伺いしたいと思います。

○庄川隆則教育総務課長 校名等につきましては統合の中での協議事項としておりますので、口北、口
南に限らず、統合する学校については合併等のための協議の中で協議してまいっております。口和地
域におきましてはそういった選択をされましたので、それに向けての対応をしているところでござい
ます。その他の学校については、統合先の学校名、校章でいくということで協議が整いましたので、
そういった方向での統合とさせていただきます。

○五島誠委員 わかるのですけれど、昨日の話の中であったかなと思うのですが、新しく2つの学校な
いしこれからさらに多くの学校が一緒になるケースが出てくると思うのですけれども、そういった際
に、校舎はなくなってしまうけれども、どこに住んでいらっしやっても学びの保障はあるわけで、そ
ういった観点からも、一たん全ての学校については学校が新しくなるのだというイメージで計画を進
めていくという考え方が必要だと私は思うのですよ。やはりそうでないと、どなたかがおっしゃっ
たように、いわゆる吸収合併のような形になってどんどんいくということになりますので、それが果た
していいことかどうかというところは今一度検討していく必要があると私は思うのですけれども、改
めて答弁を頂戴したいと思います。

○片山祐子教育部長 この計画を策定した際に計画書の中にも明記はしているのですけれども、統合の
方向としましては、いわゆる児童数が少ない規模の小さい学校がそれよりも大きな学校へ統合してい
くという基本的な考えを持っておりました。また、その考え方のもう一つには校舎の問題もあります。
建築年度とか校舎の規模も勘案して統合先を決めていくという考えも持っております。口和につい
ては、口北小学校、口南小学校の2校があります。どちらも建築年度からするとそんなに大きく開きも
ありませんし、面積は若干口南小学校のほうが広いです。また児童数についても口南小学校のほうが
少し多い状況でしたので、計画では口北小学校が口南小学校へ統合するとしておりましたが、やはり
同じ口和地域の中で2つの小学校を統合するという考えの中では、地域の方、保護者の方がどうい
った意向を持たれるのだろうかということは私たちにもわかりませんでしたけれども、説明や協議をす
る中で、地域、保護者の方で大変長い時間を費やしていただいて、協議もいただいた結果、そのよ
うに希望されました。今後の第2スケジュールにつきましては、これまでのようにある意味、極小規模
から少し規模が大きくなる学校ではあります。説明していく中で、地域の方や保護者の方はどうい
った意向を持たれるのかというのはこれからの協議になろうと思いますが、今、五島委員がおっしゃ
ったような視点も持ち合わせながら協議を進めていく必要もあろうかと考えています。

○吉方明美委員長 ほかにありませんか。

○近藤久子副委員長 最初に庄川課長がおっしゃった、廃校とすることを望まれているという表現があ
ったのですが、その前段をもう一回説明していただけますか。

○庄川隆則教育総務課長 前段でございます。二段落目になりますけれども、教育委員会では、平成30
年1月に策定をいたしました庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づき計画の推進に取り組
んでまいりました結果、学校再配置について保護者及び地域の合意が得られた4校のうち、庄原市立

口北小学校については保護者、地域より再配置先となる庄原市立口南小学校とともに廃校とし、というふうな形での説明をさせていただきました。

○近藤久子副委員長　私のメモが違うのでしょうか。廃校とすることを望まれるとメモに書いたのですけれど。

○荘川隆則教育総務課長　新たな学校を創設することを望まれているという形で説明をさせていただきました。廃校とし、新たな学校を創設することを望まれていることから、令和3年4月1日をもって両校を廃校とし、新たに庄原市立口和小学校を設置するものでございますということです。

○坂本義明委員　今の説明を聞いている限り、これは変えられる条例ではないように聞いたので、それ以上のことは言えないなと思っています。できればどちらの学校も、一応、廃校となるという説明はしてあるのだけれど、この文言がそうなれば一番いいのだろうけれど、それができないということになればそれで押し量ると言うしかないというようにしか思えないので、質問も議論もできないなと。

○吉方明美委員長　どうしても変えることはできないのですか。難しいのですか。

○片山祐子教育部長　提案説明は教育委員会からさせていただきましたけれども、提案は市長が行っております。ですから、教育委員会という行政執行機関でありますけれども、条例改正については市長からの提案になりますので、この場で教育委員会が変えますということは言えません。

○近藤久子副委員長　16ページの提案理由は、庄原市立口南小学校及び庄原市立口北小学校を廃校とし、庄原市立口和小学校を設置するため、所要の改正を行おうとするものです。これは、先ほど来御説明いただいていますように、本当にいろんな部会も設置されて、どのような再配置をすればいいのかということがかつてないような取り組みをされて、校名も変える方向で地域の方々が十分に議論されてきた内容ではないかと思います。その提案についてはどうこうないのですけれども、先ほど部長の御説明のように、例規整備上、行政としては最小限の文言できちんと整理する必要があると。例規上の問題とおっしゃいました。それを变えることは難しいのですかということになると、それは市長の提案ですので私どもは云々ありましたよね。皆さんの意見は、この文言では提案理由の真意がなかなか伝わりにくいのではないかというところで疑念が生じているのかなと思うのですけれども、改めて、その点をお伺いしたいと思います。

○片山祐子教育部長　おっしゃるように、この条例改正の2行だけを見ますと、どちらかという口南小学校を存続させて、口北小学校がなくなるというイメージに受けとめられるかもしれませんが、何度も申し上げますように、提案理由とあわせて御審議をぜひいただきたいと思っております。

○吉方明美委員長　例規へはこの提案理由は載るのですか。

○片山祐子教育部長　条例改正をしていただいた後のイメージとしては新旧対照表を見ていただければ一番わかりやすいかと思います。条例本文の中ではそれぞれ全く変わりませんが、学校設置となると別表1へ整理してあります。これは、庄原市内の小学校は学校名と住所が記載してある別表で整理されております。その中で、改正後については庄原小学校から始まるのですが、その途中で口和小学校、その住所は庄原市口和町というような表現になります。

○谷口隆明委員　例規的には別表が残るわけですから、2校がなくなって新しく口和小ができること確かにとれるからそれでいいと言えいいのですけれど、私が思うのは、あくまで議決するのは、次のように改正するところを議決して、結果としてこの参考資料はもちろん残るのですが、これはあくまで参考資料で議決はこの部分なので、先ほどから何度も同じことを言いますが、口南小学

校と口北小学校を廃校にするなら同列に扱って、幾ら校舎も住所も一緒とはいえ、新たな学校をつくるということを明記した条例改正をすればいいのではないかとどうしても思います。それは教育委員会としてもできないということですから、私はやはり同列に扱うべきだと思います。口南小学校だけ改めて、口北小学校の項を削るのでは誤解を招くのではないかと思います。ただ、どうしてもこれを改めることができないということになればいろいろ考えなくてはいけないと思うのですが、私はどうしてもそのように思います。普通に考えたら例規上最小限と言われてもそんなに大きなことでなくて、今ある口南小学校と口北小学校の2つを削り、新たに口和小学校をつくるということだと文面も長さも全然変わらないし、何も不都合はないと思うのですけれど、あえてこのようにされたのがどうしても理解できないので、これは教育委員会の考えではなくて法制がこういうふうにしたということで理解していいですか。その点だけ確認をさせてください。いや、原案をつくったのは教育委員会ではなくて、法制のほうでこういう文面にしたということなのか、その確認だけです。

○庄川隆則教育総務課長 谷口議員がおっしゃられたような意向を伝えて、両校を廃止して新たに口和小学校をつくるという形での改正について、どういった解釈にしたほうがいいのかということについて協議をさせていただいてこういった形での結果になりました。それについては教育委員会も了承しておりますので、法制が勝手につくったというものではございません。一応、法制と協議をした上でこの改正文となったということでございます。

○吉方明美委員長 ということは、きょうこうやって教育委員会と協議をしても、最終的には総務課のほうでつくったものなので、お互い協議して、教育委員会としても了解をしたとはいえども最終的には市長部局が決定したということですね。ではこの場では余り進展が見られる可能性はないということですか。

○片山祐子教育部長 教育委員会のこれまでの取り組み、あるいは保護者、地域の願い等も踏まえて最終のイメージを法制には伝えております。その中で、法制は条例の整備、改正をする、いわゆる専門的な機関ですので、法制執務の視点からこのような改正の提案を受けたところです。ですから教育委員会としては、あれは法制がやったから法制の責任という考えは全くありません。もちろん教育委員会の中でも法制からの助言もいただきながら、これが条例改正の手法であるが、これを提案しようということ決定したものでございます。

○吉方明美委員長 徳永委員。まだきょうしゃべっていないから。

○徳永泰臣委員 私は十分ではないにしても、この提案理由を含めたらみなさんに理解してもらえるのではないと思うので、これでいいのではないですかね。私はそこまでの必要はないと思います。このままでいったほうがいいのかと思います。

○坂本義明委員 私もこれ以上教育委員会と話をしても、教育委員会もこうしますと言い切れないと思うのだけれど、今後こういうケースがあったときにも同じように扱うのかどうかというのを今の時点で聞きたい。というのは、次の適正配置の場合は山内小学校と東小学校で、山内小学校の児童数は3分の1ぐらいわずかに少ないのだけれど、多分そういう問題が出てきたときに、同じように今までどおり山内小学校の項を消してとなると、またぐずぐず言われるのではないかなと。ぐずぐずという言葉は不適切だけれど、もめるのではないかなという思いがあるので、そこらもどうなのかなというのをこの場でお聞きしたい。

○片山祐子教育部長 坂本議員おっしゃったように、これからも計画を進めてまいるわけですが、

どのように地域や住民が希望されるのかはわかりませんが、このたび庄原市が合併して統合するに当たって、学校の名称を変え、新たな学校を設置するというは口和小学校が初めてでございましたので、いろいろ議員の方から御意見をいただく中で法制ともこれから先のことも少し話をいたしましたけれども、いろんな視点を持って、ただ単に条例整備という法制執務の視点だけではなくて、そこにはいろんな地域住民の大変な判断をいただいて、御理解をいただいたわけですが、そういうことも考慮しながら適正な改正を研究しなければならないということは申し合わせたところです。

○谷口隆明委員　　ですからどうも説明を聞いていると、教育委員会とすれば2つの学校を廃校にして新しい学校をつくるというイメージであったようだけれど、話し合いの中でこうなったということなので、それはもう法制の判断なのでここでこれ以上言ってもだめだと思います。ですから、委員長報告の中できちんとこの内容はやはりこうあるべきではないかということをしつかり報告しないと、現時点ではここへ法制を呼ぶわけにいかないのでは、そうなるのかなという気がします。非常に不本意ではありますが、そういう経過をきちんと委員長報告するのがベターなのかなと現時点では思います。ちょっとまた考えが変わるかもわかりませんが、そういう気がしました。

○吉方明美委員長　　今回、口和の場合は廃校ですよ。ほかに今回4月から統合する学校については休校扱いということで議案としては提案されていないわけなのですが、昨日も質問が出ておりましたが、廃校と休校の区別ですよ。そこをもう一度教えていただけませんか。

○荘川隆則教育総務課長　　廃校となりますと教育委員会のものではなくなりまして、普通財産に落ちることになります。休校ということでありまして教育財産になりますので、このまま教育委員会で維持管理を行いながら活用をしていく。また活用について、基本的には教育目的となります。そういった形での活用になりますけれども、これまでの統合のときも一応、休校扱いとして教育委員会で維持管理を行いながら次の使用目的を協議しながら、例えば、コミュニティーセンターとかいろいろものに活用いただいているものがございます。教育目的でない施設になりますと、休校ではなく廃校として、それぞれの施設として新たな設置を行うという形になりますので、その時点で廃校としております。平成28年ごろだったと思うのですが、休校の施設が余りにも多くて教育委員会としても維持管理がままならない状況もございまして、地元と協議をする中で、2年にわたって廃校にしたところがございます。そうならないために今回は地元との協議等を早く進めてまいりまして、有効な活用について図ってまいりたいと思っておりますけれども、そういった形での差がございます。基本的には、休校でございますと教育財産として教育目的として使うということで、例えば、学校開放施設等についてもそのまま継続することができるという状況でございます。

○吉方明美委員長　　今回、口北小学校については廃校という扱いになっていますが、地元要望として、引き続き残して何かに活用したいとか教育財産として残してほしいとかという意見はなかったのですか。休校にされなかった理由は何でしょう。

○荘川隆則教育総務課長　　新たな学校をつくるということで、両校を廃校にしてという扱いで今回、条例の提案をさせていただいておりますけれども、今、県教委の新しい職員の配置等も受けるという形で手続を進めているところがございます。跡地利用につきましては、地元のほうからいろいろ御要望をいただいておりますので、それについては今、庁内で協議をしております、できるだけ地元の要望がかなうようにということで取り組んでいるところがございます。一たん廃校にはなりますけれども、新たな施設として設置条例でまた皆さんにお願いをする形になろうかと思っておりますけれども、そう

いった手続を今進めているところです。

- 吉方明美委員長　　あとほかのところ、4月以降について、八幡とか川北、美古登、ここは休校ということなのですが、口北と大きく違うところは何でしょうか。
- 荘川隆則教育総務課長　　口北につきましては廃校として、口北小学校としては閉じてしまうという形での扱いにさせていただいています。違いといいますと、扱いに違いはございません。休校の上で跡地の活用を図っていくか、廃校にはなったけれども教育委員会のほうで維持管理は行わせていただくと思っているのですけれども、管理を行いながらそういった手続を進めていくということで、それぞれ4校とも同様な扱いで跡地利用の協議なり検討等を進めさせていただきます。
- 吉方明美委員長　　はっきりした区別がちょっとよくわからないですけれど。
- 谷口隆明委員　　休校についてはきのうも言いましたけれど、本来は復帰することを前提に休校にするというのが、教育財産として残す場合の交付税も幾らか数年間は出るのだと思います。ですから、この統合計画と再配置基本計画を立てられて同じように扱われたのであれば、むしろ全て廃校にして普通財産にしないと、教育施設に使えば別ですけれど、そうでなければ跡地利用もできないわけですから、本当はむしろ計画から言えば地元の皆さんも当然廃校になると思っておられたのではないかと思うのです。ですから、他の3校については地元から休校にしてほしいという要望があったのかどうか、あるいはこれは教育委員会の判断で休校にされたのか、その点についてははっきりさせていただきたいと思います。きのうもありましたけれど、やはり今もあったように基準がはっきりしないと、これは今後ずっと続いてくる問題なので、その点について伺いたいと思います。
- 荘川隆則教育総務課長　　まず、今回休校にする理由でございます。先ほど申し上げましたけれども、平成21年度末に統合を行いまして、平成22年度から多くの学校が休校になったわけでございますけれども、その際も跡地の活用を検討をしていくということで、すぐに廃校にはせずに、協議の進んだものから新たな施設として廃校と設置という形で取り扱わせていただいております。今回も当初は全ての学校を廃校にしてということで考えておりましたけれども、庁内で協議を進めていく中で、逆にすぐに廃校にするのではなくて、そういった扱いをしていくべきではないかということ。また逆に、全協のときにも申し上げさせていただいたのですけれども、学校開放施設としての活用とか、跡地の利用で地元ともこれまでの統合の中の協議である程度話をしてまいりましたけれども、最終決定段階のような形での協議まではされておりませんので、そこらを引き続き教育委員会としてやっていくべきではないかということがございまして、休校として教育委員会の施設としてそういったところを地元と調整をしていくようにという庁内での議論もございました。そういったことを踏まえまして、今回、残りの学校については休校扱いということで引き続きさせていただくというものでございまして、今回特別にこういった扱いではなくて、基本的にはこれまでも休校として維持をする中で跡地利用を協議していくということ。ただ永遠にそういった状況が続くことは好ましくない状況でございますので、できるだけ早い段階でその話をしていきたいとは考えております。
- 谷口隆明委員　　ですから、当面、跡地利用については行政財産で教育委員会の施設なので、教育委員会が跡地利用について協議をしていくということなのか。通常は普通財産になった場合に管財課のほうで跡地利用についてやっていますが、教育財産としてまだ休校である以上は教育委員会が責任持って跡地利用についても一緒に協議していくということよろしいでしょうか。
- 荘川隆則教育総務課長　　議員おっしゃられるように、一応休校となりますので、教育委員会が主導で

市内や地元との協議を進めながら跡地の活用を図ってまいりたいと考えております。

○五島誠委員　私が感じるのが、これはうがった見方かもしれないですけども、要は、一たん休校にしてしまえば議会の議決を経ることなく学校を廃校だったり統合だったりできるわけで、特段、条例も変わりませんし、休校の場合でしたらというふうに見ることができるのかなと思います。要は特段、この議会の何の議論も経ることなく、教育委員会と保護者の方や地元の方で合意が決まったら、それで学校の統合は進められるのだという気がして、もちろんそういった考え方でやったわけではないと理解はしていますけれど、そういう見方もできる場所があると思うのですが、この件に関して教育部長の所感をいただきたいと思います。

○片山祐子教育部長　五島議員が今おっしゃいましたけれども、最終的に議員の皆様には御審議いただくのは条例改正の変更になります。それは、先ほど来御議論いただいております別表に記載している学校名を廃校の場合は削除という形をとります。休校の場合は今おっしゃったように、一時的に学校の教育活動をストップするわけですから、学校名は別表の中には残っていきます。ですが、議会の議決を避けるために、教育委員会の権限、規則で改正をして休校にすれば審議を求めなくてもいいという考えは毛頭持っておりませんが、先ほど来課長が申しましたように、普通であれば学校統合に合意いただいております、学校の再開は見込めないということであれば廃校にすべきところですけども、その跡地利用についても教育委員会が統合に関して地元との協議をしている責任もありますので、跡地利用を十分に地域の方の御意向も受けとめながら、また教育委員会だけではなくて市としてどのような活用があるのかという議論、協議はまだ少し十分ではありませんので、そこらをもう少し協議していきたいという思いから休校にしております。この休校の期間をいつまでも長く持とうとは思っておりません。方向性が定まりましたら速やかに廃校の手続もしたいと思っておりますので、その際はまた議会の御審議をいただきたいと思っております。

○近藤久子副委員長　全国的に休校になった学校がもう一度その学校として再開した例はあるのですか。私はないように思うのですけれど。

○片山祐子教育部長　正式に調べているわけではありませんが、恐らくないと思われそうです。やはり統合するというのはいろんな理由があって、最も顕著な理由は児童生徒が著しく減少して教育活動に影響があるということで、そういう判断をされて統合が進められているものと思っております。谷口議員が先ほど少し言われたのですが、休校の際には、確かに平成15年ぐらいまでは財政措置もありましたが、それは現在ではありません。ですから、休校にして財政的に有利かという点、全くそういうこともないのですが、やはり市の財産として有効に活用するという観点ではもう少し議論が必要だと思っております。

○近藤久子副委員長　以前、急に廃校にせず休校するには、地方交付税の団体に加わることがあるので急には廃校にしないという時代もあったと思うのですよね。それは今なくなったということですね。改めてお聞かせください。

○片山祐子教育部長　平成15年まではそういう措置があったと聞き及んでおりますが、それ以降については休校にしても財政措置がない状況にあります。

○谷口隆明委員　きのう財政課に聞いたら、5年間ぐらいは何らかの措置があると言われたので、そこはちょっと私もえーっと思っただけで、そんなことはないのではないかと聞いたのですけれども、財政課長は5年間ぐらいまだ休校になっても幾らかの措置があると言われた。ちょっとそこは確かめていない

のですけれど、私も今、既になくなっていると思って聞いたのですけれど、それはちょっと調べてみますが、そういうふうには財政課長はおっしゃいました。

○片山祐子教育部長　私も詳しく財政課へ、ではどのような交付税の算定がされているのかというのを詳細に聞き及んでおりませんので、先ほどの発言は適切ではなかったかもしれませんが、いろんな文献を見ておりますと、平成15年には統合によって休校した際の財政措置は、平成15年にはなくなっているというの聞き及んでおります。

○吉方明美委員長　ほかにありませんか。皆さんよろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉方明美委員長　それでは、以上をもって質問を終わり、あとは委員の委員会のほうで最終決定をいたします。執行者の皆さん、ありがとうございました。
〔執行者退席〕

○吉方明美委員長　5分休憩します。

午前10時46分　休　憩

午前10時51分　再　開

○吉方明美委員長　再開します。ただいま執行者からいろいろ質問に対して回答などあったわけなのですが、この議案第165号について、この条例の文言を誰でもわかるような表現に改正すべきではないかという意見が数多くありました。一方、これでもいいのではないかという意見もありましたが、最終的に委員会としての決定をしていかなければなりません。この議案第165号に対して、このまま議案どおり決するとすることが適当と思われる委員の方は挙手をお願いします。
〔挙手〕

○吉方明美委員長　それではこのままでよからうということで、原案のまま決することにしたいと思います。それでは議案第165号については、以上をもって終了したいと思います。

2 陳情第14号 庄原市教育施策（環境）に関する要望書について

○吉方明美委員長　続いて、当委員会へ送付されております陳情書がたくさん出ております。皆さんこれまで出された陳情書をお持ちですよ。それで、陳情第14号、庄原市教育施策（環境）に関する要望書についてというのも出されております。きょう配付された資料です。これはちょうど9月議会の最中に出されたということで9月議会では取り扱わなかったわけなのですが、今会期中にこれを審議したいと思います。皆さん御手元に資料がありますか。では、1つずつ審議をしていきたいと思えます。まず陳情第14号、庄原市教育施策（環境）に関する要望書についてというのが庄原市PTA連合会から出されております。この扱いについていかがいたしましょうか。

○五島誠委員　基本的には聞き置くということで、従来どおりの扱いでよろしいのではないかと思います。

○吉方明美委員長　わかりました。皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

3 陳情第 16 号 令和 3 年度庄原市当初予算に係る予算要望について

○吉方明美委員長 続いて、陳情第 16 号、令和 3 年度庄原市当初予算に係る予算要望についてということで、社協から出ております。これについては皆さんの御手元の資料どおりですし、せんだって社協との意見交換会もやったような経過もありますが、いかがいたしましょうか。

○徳永泰臣委員 この間も社会福祉協議会の皆さんと意見交換をやってしっかりと意見を伺ったので、これに関しては聞き置くでいいと思います。

○吉方明美委員長 皆さんいかがでしょう。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

4 陳情第 17 号 庄原市シルバー人材センターへの支援要望

○吉方明美委員長 続いて、次に行きます。陳情第 17 号、庄原市シルバー人材センターへの支援要望ということで出ておりますが、これについていかがいたしましょう。

○坂本義明委員 聞き置くでいいと思います。

○吉方明美委員長 皆さんいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉方明美委員長 聞き置くということで整理したいと思います。

5 陳情第 18 号 要望書（庄原共同作業所の水道メーターを庄原小学校敷地外への移設することの要望）

○吉方明美委員長 続いて、陳情第 18 号、庄原共同作業所の水道メーターを庄原小学校敷地外への移設することの要望ということで、NPO法人庄原共同作業所から出ておりますが、これについてはいかがいたしましょうか。

○五島誠委員 この要望書自体は聞き置くでよろしかろうと思うのですが、かなり具体的な要望ということでございますので、担当課を呼んでどういう話なのか聞く機会を持つのもやぶさかではないのかなとは思いますが。

○吉方明美委員長 他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

○坂本義明委員 対応しないといけない問題なので、今、五島議員の言われたように、どんな状態なのかというのは文書だけではなく現場からも聞いたほうがいい。

○吉方明美委員長 他の委員の皆さん、いかがでしょうか。これは議長へも市長へも両方へ来ているはずですね。委員会としてそういうことをもっと研究して、市長に対して何か物申すことができるかどうか。

○坂本義明委員 教育民生に来ているから教育民生かなと思うけれど、工事自体は教育民生ではないよね。水道工事になるから、企画建設ではないか。

○吉方明美委員長 さあ、いかがいたしましょうか。

- 五島誠委員 企画建設常任委員会もかかわってくるかなと思うのですが、ここで言われているのは、要は、小学校の運動場工事がかかわっているのではないかとこのところ要望が出ているわけなので、教育委員会に一度お話を聞くということはしてもいいのかなとは思いますが。
- 吉方明美委員長 聞いて、委員会のほうでこうせえということに対応できるのか。
- 五島誠委員 対応することが難しいようであれば、個人的に聞き置くということで対応させていただければどうでしょうか。
- 吉方明美委員長 他の委員の方どうでしょう。逃げるわけではないけれど、議会としてどうなのか。市長宛てにも当然出ている。議会に出るということは、市長へ対しても出しているからね。
- 坂本義明委員 水道課にはちゃんと出して、図面も二通り出してどちらか選べと言われて出ている。
- 近藤久子副委員長 これをまとめると、水道課から水漏れの疑いがあるから調査しなさいとうちの作業所が言われたけれども、結局、庄原小学校とのいろいろ問題があつてこういう水漏れがあるのではないかとわかった。スイセイ設備から区切りをつけなさいと言われて作業所で問題になって、市水道課に要望したら改善の2つの図案と予算を示された。どちらか選んで作業所が発注しなさいと言われた。だけど作業所としては、これは小学校の運動場の工事が深く関係したのだと。したがって、水量計を小学校の敷地外に出して、市が全面改善しろということを共同作業所の役員会総会で決めたということでしょう。何かよくわからない。
- 坂本義明委員 これは例えば予算が絡んでくるから、予算も全てを全部みてくれという意味で言われているのか。ちょっとわかりづらい。
- 近藤久子副委員長 市において全面改善をしてくれということが要望なのですよ。
- 吉方明美委員長 全面改善すべきかどうかというのを教育民生常任委員会で判断するかどうか。だいぶ詳しく現場を見たり話を聞いたりしなかったら。これは教育民生ですることなのか。
- 坂本義明委員 学校の敷地云々と書いてあるから教育民生へ出したのかもわからないが、これは教育民生の問題ではない。このことについてこうなっているから意見として上げてくれというならわかるけれど、工事まで云々と係ってきたら、ちょっと教育民生の範疇から出ると思います。
- 吉方明美委員長 責任は市にあるのだということ。市へ責任がある根拠は学校の敷地の中だから。学校ということになると教育民生。
- 五島誠委員 先ほど申し上げたように、聞き置くということで。
- 吉方明美委員長 他の委員の皆さん、聞き置くでどうですか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 吉方明美委員長 ありがとうございました。

6 陳情第19号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情書

- 吉方明美委員長 続いては、陳情第19号、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情書ということで、この件についてはどうでしょうか。
- 谷口隆明委員 これは9月議会で意見書を上げたので、もう聞き置くでいいと思います。
- 吉方明美委員長 他の委員の皆さんどうですか。
- 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

11 陳情第 27 号 大規模な学校統廃合計画の見直しを求める要望書

- 吉方明美委員長 続いて、陳情第 27 号、大規模な学校統廃合計画の見直しを求める要望書、教育を考える庄原市民ネットの会、代表横山さん。これについていかがいたしましょうか。
- 坂本義明委員 聞き置くでいいと思います。
- 吉方明美委員長 他の委員の皆さん、いかがでしょう。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 吉方明美委員長 教育民生の閉会中の継続審査事項でしっかりやっているの、これについても聞き置くということにさせていただきます。
-

12 陳情第 28 号 令和 3 年度活動事業促進支援要望

- 吉方明美委員長 続いて、陳情第 28 号、令和 3 年度活動事業促進支援要望ということで、これは庄原市老人クラブ連合会、会長住田さんから出ております。
- 坂本義明委員 しっかり読んで、聞き置くでいいと思います。
- 吉方明美委員長 聞き置くということで他の委員の皆さん、よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 吉方明美委員長 それでは、陳情書の扱いについては以上で終わりたいと思います。一応、これで本日の教育民生常任委員会を終了したいと思います、きょうのまとめについては委員長、副委員長でまとめさせていただいて、本会議のときに委員会の委員長報告としてまとめさせていただきたいと思っております。よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 吉方明美委員長 以上で常任委員会を終わります。お疲れさまでした。

午前 11 時 11 分 閉 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長 吉方明美